

仕様書

1. 件名

個室等利用のためのシェアオフィス提供

2. 目的

NEDO 職員（利用対象者数：最大 1,600 名程度）が首都圏での外勤及び地方への出張等の際に、主に個室の一時利用として用務と用務の間の時間及び急な打ち合わせ等に利用可能なシェアオフィスの提供を受ける。

3. 契約期間

2025 年 10 月 1 日から 2028 年 9 月 30 日まで

4. 業務の概要

以下の要件を全て満たしていること。

- ① JR 仙台駅、JR 名古屋駅、JR 新大阪駅、JR 京都駅、及び JR 博多駅からそれぞれ徒歩 5 分以内の場所に直営の拠点を有すること。
- ② 首都圏内に、以下の条件に当てはまる直営店をそれぞれ 1 拠点以上有すること。
なお、以下に当てはまる拠点が複数ある場合は、その拠点間の個室利用金額は同一とすること。
 - ・ 東京メトロ虎ノ門駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ JR 新橋駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ JR 川崎駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ JR 品川駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ JR 東京駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ 東京メトロ大手町駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ 東京メトロ日本橋駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ 東京メトロ後樂園駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ JR 武蔵小杉駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ JR 海浜幕張駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ JR 蒲田駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ JR 秋葉原駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
 - ・ JR 有楽町駅から徒歩 5 分以内の距離にあること。
- ③ ①及び②の拠点のうち、全拠点で 1 名利用できる個室（個室がない場合は半個室も可）、及び定員 4 名以上の会議室を有すること。
- ④ 平日 9:00～18:00 の時間帯で開室されていること。
- ⑤ 利用予定日の 30 日前から予約ができること。

- ⑥ 利用者が、専用のウェブサイトを通じて、利用日前日までの予約変更又はキャンセルが無料でできること。
- ⑦ 利用登録（許可）された者以外が原則として拠点を利用できないよう、措置が講じられていること。
- ⑧ 会議室には、ゲストとして会員ではない者も入室できること。
- ⑨ 料金は、別表「料金単価表」に基づいた従量課金制とすること。
- ⑩ 時間や場所を問わずビデオ通信（オンライン会議）に適するレベルの通信速度が確保されていること。
- ⑪ 無線 LAN のセキュリティ方式として、WPA2 又は WPA3 を設定していること。
- ⑫ セキュリティ事故（インシデント）発生時の対応手順が確立されていること。
- ⑬ 利用者の入退室記録（利用者名、利用日時、利用拠点）の電子ログを発注者が確認できること。
- ⑭ 災害等緊急事態発生時の対応方針が策定されていること。
- ⑮ 利用中に不測の事態が生じた場合に、スタッフの常駐、対応窓口につながるインターホンや SOS ボタンの設置などにより、利用者が拠点の管理者と迅速に連絡できる体制が整っていること。

5. その他

- （１）発注者が、別表「料金単価表」以外の設備を利用した際の料金については、受注者が通常利用者に対して定める正規料金又は正規料金以下で受注者の定める金額を別途実費精算で支払うものとする。
- （２）本業務における契約書は、受注者の契約書等を使用する。ただし、受注者は事前に発注者に契約書等を提示し、発注者の求めにより契約約款・規約等の調整に応じること。
- （３）受注者は、別表「料金単価表」に基づき、発注者の利用実績に応じて月次で請求書を発行すること。受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
- （４）本仕様でない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。

料金単価表

【個室（会員利用）】

項番	エリア	拠点店舗名	最小利用単位（分）	単価（円）（税抜）（9:00~18:00）	
				最小利用単位あたり	1 時間あたり
1	仙台				
2	名古屋				
3	新大阪				
4	京都				
5	博多				
6	虎ノ門				
7	新橋				
8	川崎				
9	品川				
10	東京				
11	大手町				
12	日本橋				
13	後樂園				
14	武蔵小杉				
15	海浜幕張				
16	蒲田				

17	秋葉原				
18	有楽町				

・「4. 業務の概要」で定めているそれぞれの仕様に当てはまる拠点が複数ある場合は、
上の表の拠点店舗名の欄に複数の拠点を記載するものとし、その拠点間の金額を同一とする。

【会議室（会員利用）】

項番	エリア	拠点店舗名	会議室	最小利用単位（分）	最小利用単位あたり（税抜）（円）（9:00~18:00）		1時間あたり（税抜）（円）（9:00~18:00）	
					会議室単価	利用者（会員）単価	会議室単価	利用者（会員）単価
1	仙台		【○人用会議室】					
2	名古屋		【○人用会議室】					
3	新大阪		【○人用会議室】					
4	京都		【○人用会議室】					
5	博多		【○人用会議室】					
6	虎ノ門		【○人用会議室】					
7	新橋		【○人用会議室】					
8	川崎		【○人用会議室】					
9	品川		【○人用会議室】					
10	東京		【○人用会議室】					
11	大手町		【○人用会議室】					
12	日本橋		【○人用会議室】					
13	後樂園		【○人用会議室】					

14	武蔵小杉		【○人用会議室】					
15	海浜幕張		【○人用会議室】					
16	蒲田		【○人用会議室】					
17	秋葉原		【○人用会議室】					
18	有楽町		【○人用会議室】					

・各拠点の会議室について、入札書に記入の定員数に、契約締結時に置き換えるものとする。

【その他手数料】

項目	月額（円）（税抜）
事務手数料	

※発注者が「料金単価表」以外の設備を利用した際の料金については、受注者が通常利用者に対して定める正規料金又は正規料金以下で受注者の定める金額に実績数を乗じて算出した金額を別途実費精算とする。